

▼INDEX

- 1 新規上場承認会社を公表しました
- 2 豪華賞品があたる！「大証・東証 ETF 入門クイズ」のご案内
- 3 JASDAQ チャンネル新着情報
- 4 新着アナリストレポートのご案内
- 5 証券取引等監視委員会コラム

※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の5を抜粋しております。

5 証券取引等監視委員会コラム

証券監視委の過去 20 年について

平成 25 年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

証券取引等監視委員会は、平成 4 年 7 月の発足から 21 年目を迎えています。そこで、今回は、証券監視委の過去 20 年を振り返ってみたいと思います。

1. 証券監視委の設置の経緯

平成 3 年夏の一連のいわゆる証券不祥事を契機に、証券行政のあり方、特に証券会社及び証券市場に対する検査・監督体制のあり方について、種々の議論が行われました。

こうした状況を踏まえ、臨時行政改革推進審議会（以下「行革審」という。）が、内閣総理大臣からの諮問を受けて、証券市場の監視・適正化のための是正策について審議し、平成 3 年 9 月に「証券・金融の不正取引の基本的是正策に関する答申」が取りまとめられました。この答申では、「自由、公正で透明、健全な証券市場の実現」を基本目標として、証券行政について、(1)裁量を排した、より透明な市場ルールに基づく事後監視型の行政への転換、(2)証券会社等の「監督」と市場ルールの遵守を「監視」する役割との分離等が提言され、併せて、新たな検査・監視機関として、大蔵省に行政部門から独立した委員会を設置すべきとされました。

その後、同答申を踏まえつつ更なる検討が重ねられ、所要の法律改正を経て、平成 4 年 7 月 20 日、証券監視委は、「証券取引及び金融先物取引の公正を図り、これらの市場に対する投資者の信頼を保持する」ことを目的として、水原敏博委員長、

成田正路委員，三原英孝委員の体制で発足しました。

2. 金融庁（金融監督庁・金融再生委員会）への移管

平成10年6月22日，金融監督庁が，民間金融機関等に対する検査・監督機能と金融制度等の企画・立案機能とを分離し，透明かつ公正な金融行政への転換を図るため，総理府の外局として設置されました。証券監視委は，その果たす中立的・客観的役割が引き続き重要であるとの観点から，従前の体制のまま金融監督庁に移管されました。

平成10年12月15日には，金融再生委員会が，わが国の金融機能の安定及びその再生を図り，金融システムに対する内外の信頼を回復し，金融機能の早期健全化を図ることを主たる任務として，発足しました。これに伴い，金融監督庁・証券監視委は従前の体制のまま金融再生委員会の下機関となりました。

平成12年7月1日には，金融再生委員会に置かれていた金融監督庁と，金融制度の企画・立案を担ってきた大蔵省の金融企画局を統合して，金融庁が発足し，証券監視委も，従前の体制のまま金融庁に移管されました。

平成13年1月6日には，中央省庁改革に際して，金融再生委員会が廃止され，証券監視委は，内閣府の外局として設置された金融庁に移管され，現在に至っています。

3. 証券監視委の事務

平成4年7月の発足当初，証券監視委の事務は，取引審査，証券検査，犯則事件の調査の3つだけでした。

取引審査とは，証券取引法（当時）等の報告・資料の徴取権限に基づき，証券会社・取引所等から有価証券の売買取引等に関する報告を求め，又は資料を徴取し，その取引の内容を審査することにより，日常的な市場監視を行うものです。

証券検査は，証券取引等の公正の確保に係る法令遵守状況を監視するための検査を行うもので，当時は証券会社等の財務の健全性等に関する検査は行っていませんでした。なお，証券監視委としての初めての証券会社等の行政処分を求める勧告は，平成4年12月22日に，(1)特別の利益を提供することを約して勧誘する行為，及び(2)作為的相場が形成されることを知りながら一連の有価証券の売買等の受託をする行為が法令違反に該当するとして行われたものです。

犯則事件の主なものは，有価証券報告書等の虚偽記載，損失保証・補てん，相場操縦，内部者取引など取引の公正を害するもので，犯則事件を調査するため必要があるときは，質問，検査，領置等の任意調査を行うほか，裁判官の許可状による臨検・捜索・差押えの強制調査を行っています。なお，証券監視委による初めての告発は，平成5年5月21日に告発した「日本ユニシス株式に係る相場操縦事件」で

した。

課徴金制度が導入されたのは、証券監視委の発足から約13年後の平成17年4月です。内部者取引、現実売買による相場操縦、風説の流布・偽計、発行開示書類（有価証券届出書等）の虚偽記載、継続開示書類（有価証券報告書等）の虚偽記載（平成17年12月から対象）に対して課徴金制度が導入され、平成17年4月に不公正取引に係る課徴金調査の権限が、同年7月に開示検査の権限が証券監視委に委任されました。なお、初めての課徴金納付命令勧告は、不公正取引については平成18年1月13日の「(株)ガーラの株券に係る内部者取引」、開示書類の虚偽記載については同年11月22日の「東日本ハウス(株)に係る有価証券報告書虚偽記載」でした。

証券検査については、平成17年7月に証券会社等の財務の健全性等に関する検査及び投資顧問業者等を対象とする検査の権限が追加され、その後、平成19年9月にファンド等に対する検査権限が、平成22年4月に信用格付業者等に対する検査権限が追加されるなど、検査対象が拡大してきました。現在の検査対象業者数は約8千社にのぼります。

不公正取引に係る課徴金調査についても、平成18年7月にいわゆる「見せ玉」による相場操縦が、平成20年12月に仮装・馴合売買、安定操作取引による相場操縦が課徴金の対象に追加され、これに伴い証券監視委の調査権限も拡大してきました。また、開示検査についても、平成20年12月に公開買付届出書・大量保有報告書の虚偽記載・不提出等が課徴金の対象に追加され、その検査権限が証券監視委に委任されるなど、順次、開示検査の権限が追加されてきました。

このほか、平成20年12月には、裁判所への無登録業者等に対する違反行為の禁止・停止命令の申立て権限が証券監視委に委任されました。

4. 証券監視委の組織

証券監視委は、平成4年7月の発足当初から、委員長及び委員2人により組織されています。委員長・委員の任期は3年ですから、現在は第7期目に入っており、委員長に佐渡賢一、委員には福田真也、吉田正之がそれぞれ就任しています。

証券監視委の事務局は、平成4年7月の発足当初は、事務局長及び次長の下に総務検査課（証券検査・取引審査等を担当）と特別調査課（犯則事件の調査を担当）の2課が置かれ、定員は84人でした。このほか、地方の財務局等には、財務局長等の下に証券取引等監視官部門（定員118人）が置かれ、合わせて定員は202人でした。

その後、平成14年度頃から市場監視体制の強化のため増員が図られ、また、平成17年4月の課徴金制度の導入があり、平成18年7月には、総務課、市場分析審査課、証券検査課、課徴金・開示検査課、特別調査課の5課体制に移行し、18年度末の定員は564人（証券監視委が318人、財務局等の証券取引等監視官部門が

246人)となりました。さらに、平成23年7月には、課徴金・開示検査課が取引調査課と開示検査課に分かれて6課体制に移行し、24年度末の定員は714人(証券監視委が392人、財務局等の証券取引等監視官部門が322人)と、証券監視委の発足時と比べて約3.5倍となっています。

近年は、クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的な活動が日常化しており、昨年は、オリンパス(株)に係る虚偽有価証券報告書提出事件やA I J投資顧問(株)による投資一任契約の締結に係る偽計事件、公募増資に関連したインサイダー取引事案、米国所在のヘッジファンドの関係会社による相場操縦事案など、海外に関連する事案やプロ投資家が関連する事案の摘発が多かったと思います。

証券監視委では、海外の市場監視当局と緊密に連携するなどして市場のグローバル化等に対応してきており、本年も引き続き、「市場の公正性・透明性の確保」と「投資者の保護」を目指して市場監視に取り組んでまいります。

*文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

☆著者紹介 河野 一郎

大阪府出身 1985年京都大学経済学部卒業後、大蔵省(当時)に入省。金融庁総務企画局、証券取引等監視委員会事務局、監督局勤務を経て、2011年検査局総務課長、2012年8月より現職(証券取引等監視委員会事務局総務課長)。

■証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

■証券取引等監視委員会では、新着情報やその活動状況を掲載したメールマガジンを配信しております。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>